

多家良中央コミュニティ協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は多家良中央コミュニティ協議会(以下「会」という。)と称し、事務所を多家良中央コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 この会は多家良町(吉田を除く)及び八多町の区域(以下「多家良中央地区」という。)における各種地域活動の推進母体となるとともに、住民相互のふれあいと連帯意識を高め、自らの自覚と責任のもとに文化的で潤いのある地域社会を創造することを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 多家良中央地区における住民の連帯意識の高揚
- (2) 自らの自覚と責任に基づく文化的で潤いのある地域社会の創造
- (3) 地域社会に対する住民の愛着心の高揚と活性化の推進
- (4) 快適で安全な地域環境の整備、保全
- (5) ふれあい、助け合い、誰もが幸せに暮らせる人間愛豊かな福祉社会の実現
- (6) 各種住民団体活動の指導育成による人づくり町づくり運動の推進
- (7) 多家良中央地区内の各種団体との連携と協力体制の確立
- (8) 地域における生涯学習事業の推進
- (9) その他多家良中央地区におけるコミュニティ推進に関する事項

(構成員)

第4条 この会は、多家良中央地区における各種住民団体及びコミュニティ活動に熱意のあるグループ並びにサークルの代表者で構成する。

(運営組織)

第5条 この会の運営組織として、総会、役員会、専門部会を置く。

(総会)

第6条 総会は、第4条に定める各種住民団体の代表者及びコミュニティ活動に熱意のあるグループ並びにサークルの代表者で組織する。

- 2 総会は、定例会と臨時会とする。定例会は毎会計年度終了後すみやかに、臨時会は必要に応じて開催する。
- 3 総会は、会長が招集し、会議の議長を務める。
- 4 総会は、事業計画、予算、所管にかかる役員を選任または同意、事業報告及び決算の認定、会則の制定改廃その他重要案件の審議承認を行う。
- 5 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会、及び専門部会)

第7条 役員会、及び専門部会に関し必要な事項は、この会則に定めるほか、別に定めるところによる。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長4名以内、監事2名、理事20名以内、事務局長1名、専門部会長若干名、生涯学習指導員1名

(役員を選出)

第9条 会長、副会長、監事は総会において選出する。

- 2 生涯学習推進員及び生涯学習指導員は役員会で候補者を選出し、徳島市教育委員会に推薦する。
- 3 理事は会長が推薦し、総会の同意を得る。
- 4 事務局長は会長が委嘱し、総会に報告する。
- 5 専門部会長は第7条に基づき、別に定める規約による各専門部会で選出し、総会に報告する。

(役員職務)

第10条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事はこの会の会計その他必要な事項の監査を行い、総会に報告する。

4 理事は、別に定める規約に基づく役員会の構成員となり、この会の円滑な推進に努める。

5 事務局長及び生涯学習指導員はこの会の会計その他の事務を処理する。

6 専門部会長は所管にかかる専門部会を総括し、事業の円滑な実施推進にあたる。

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とする。ただし再任は妨げない。なお、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が役員会に諮問し、その推薦に基づき総会で承認する。

(事務局設置)

第13条 この会の会計その他の事務を処理するための事務局をおく。

2 事務局には、事務局長の事務を補佐するため事務員を置くことができる。

3 事務局に、生涯学習推進員1名、生涯学習指導員1名以上をおく。

4 生涯学習推進員は、社会教育法に定める公民館における館長の業務にあたる。

5 生涯学習指導員は、社会教育法に定める公民館における主事の業務にあたる。

(加入・脱退)

第14条 この会に新たに加入し、若しくは脱退しようとするときは、その旨会長に届け出なければならない。

(経費)

第15条 この会の経費は各種補助金、施設使用料、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任規定)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要かつ緊急を要する事項の処理は会長に委任し、会長はその処理した事項について次の総会に報告するものとする。

付 則 この会則は平成10年4月1日から施行する。

付 則 第5条、第7条、第8条の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 第1条、第5条、第7条の一部改正は、平成15年9月28日から施行する。

付 則 第8条の一部改正(役員数)は、平成16年5月7日から施行する。

付 則 第11条、役員任期の改正は、平成19年6月8日から施行する。

ただし、平成18年度選出の役員より実施する。

付 則 第8条の一部改正(役員数)は、平成23年5月30日から施行する。

付 則 第2条、第3条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条及び

第13条の一部改正は、令和6年5月20日から施行する。